

平成30年6月7日

平成30年度 第1回全国健康保険協会福岡支部評議会

資料3

平成29年度福岡支部業務実施結果について

区分	重点施策				担当グループ	
I 医療等の質や効率性の向上	1	保険者機能の発揮による総合的な取組の推進		1	自治体及び関係団体等との連携強化	企画総務
				2	関係方面への積極的な発信	
				3	保険者機能の発揮のための調査研究の推進	
II 加入者の健康度を高めること	2	データヘルス計画の確実な実施	1 特定健康診査及び特定保健指導の推進	1	1 被保険者（生活習慣病予防健診）	保健
					2 被保険者（事業者健診データ取得）	
					3 被扶養者（特定健診）	
				2	1 被保険者	
					2 被扶養者	
				2	糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施	
3	事業所・事業主とのコラボヘルスの展開	企総・保健				
III 医療費等の適正化	3	ジェネリック医薬品のさらなる使用促進			企画総務	
	4	柔道整復施術療養費の照会業務の強化			業務	
	5	債権の発生防止のための被保険者証の回収及び債権管理回収業務の推進			レセプト	
	6	効果的なレセプト点検の推進		1	・資格点検の的確な実施 ・外傷点検の的確な実施	レセプト
2				内容点検効果額向上に向けた取組み		
IV 基盤強化	7	サービススタンダードの遵守			業務	
	8	健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大			企画総務	

目次

1. 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進	3
2-1. 特定健康診査及び特定保健指導の推進	4
2-2. 重症化予防事業の実施	5
2-3. 事業所・事業主とのコラボヘルスの展開	6
3. ジェネリック医薬品のさらなる使用促進	7
4. 柔道整復療養費の照会業務の強化	8
5. 債権の発生防止のための被保険者証の回収及び債権管理回収業務の推進	9
6. 効果的なレセプト点検の推進	10
7. サービススタンダードの遵守	11
8. 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大	12
9. 参考：重点施策以外の事項にかかる事業実施結果	13～16

「自己評価」について

平成29年度の事業進捗度・達成度を自己評価したものです。

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、

C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

1. 保険者機能の強化による総合的な取組の推進

【事業内容】

- 自治体及び関係団体等との連携の推進
福岡県等の行政機関、医師会等の医療提供団体等との連携を推進し、加入者の健康増進を図る。
- 関係方面への積極的な発信
協会けんぽの保有するデータ等に基づき、関係方面への発信を積極的に実施する。
- 調査研究の推進
意見発信等の基礎となる調査研究について、外部機関とも連携しながら着実に実施する。

実施結果

- ◆ 福岡県との連携協定に基づき健康づくりアドバイザー派遣事業を実施。（2年目）
- ◆ 福岡県医師会と事業者健診データ取得に関する契約を締結。
- ◆ 平成30年2月にはお薬セミナーを開催し、福岡県薬務課、福岡県薬剤師会からそれぞれ講師を派遣いただいた。
- ◆ 各地域の国保運営協議会について、平成29年度は14回出席。国保の県単位化に向け、法定外繰り入れの是正、適切な保険料率の設定について各委員が発言し、一定の役割を果たしている。
- ◆ 各種学会等において、レセプト等の分析結果や効果的な取り組み事例等の発表・報告を行った。
（日本産業衛生学会等の学会報告：2演題、調査研究報告書：1演題、学会抄録エントリー：4演題）
- ◆ 調査研究事業として服薬に関する意識調査（患者アンケート）を実施。（462件回答）

今後の見通し

- ◆ 福岡県との連携協定に基づく健康づくりアドバイザー派遣事業については平成30年度も実施の方向で調整済み。
- ◆ 三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）との連携協定を活用し、医療に関する情報を加入者に適切にお伝えしていく。
- ◆ 各種協議会等において、加入者・事業主の利益となるよう、協会けんぽの立場からの意見発信を積極的に行う。
- ◆ 服薬に関する意識調査に関し、医師・薬剤師へも実施する。またそれを踏まえ、関係機関との調整を実施する。

関係団体との連携事業における円滑な運営とともに新たな連携も開始した。保険者協議会や国保運営協議会等の各種協議会について、委員として出席し適宜意見発信を行った。また、学会等の機会を積極的に利用し、外部への発信を行った。

2-1. 特定健康診査及び特定保健指導の推進

【事業内容】

- 特定健康診査の受診率向上に向けた取組み **受診率目標値：被保険者68.7% 被扶養者24.0%**
事業者健診データの取得促進、市町村主催のがん検診等との同時実施（被扶養者）等
- 特定保健指導の推進 **実施率目標値：被保険者14.0% 被扶養者11.7%**
勸奨員配置による新規事業所開拓。外部委託機関における特定保健指導実施の推進

実施結果

- ◆ 生活習慣病予防健診（本人）実施者数（年度実績）343,306人（前年比4.4%増）実施率53.5%
GISを活用した個別勸奨業務については、昨年の25,000件から47,093件に送付対象件数を拡大した。
- ◆ 事業者健診データ取得件数（年度実績）48,400人（前年比13.2%増）実施率7.5%
- ◆ 特定健診（被扶養者）実施者数（年度実績）45,685人（前年比4.0%増）実施率21.2%
平成29年度から新たに「戸別訪問による受診勧奨」を開始。過去5年間健診の未受診であった方の自宅を訪問のうえ、健診受診を勧奨し、1,556人を受診約束または受診予約に繋がった。
- ◆ 特定保健指導(本人)初回面談（年度実績）17,815人（前年比22.6%増）、6ヶ月後評価終了数8,258人（前年比16.1%増）実施率7.9%
- ◆ 特定保健指導(被扶養者)初回面談（年度実績）363人（前年比65.0%増）、6ヶ月後評価終了者数166人（前年比7.1%増）実施率3.9%
セット健診やショッピングモール健診後の保健指導を推進することで、昨年度より大幅な実施数増加となった。
- ◆ 肝炎検査について、4月より全問診票に肝炎申込書（案内）を同封する事業を開始。3月末時点での肝炎検査受検者数は72,488件となった。（平成28年度の15.8倍）また、検査結果が陽性となった者（約1%）のうち、未治療者（約8割）に対しては医療機関への受診勧奨も実施し、そのうち約6割が受診に繋がった。

今後の見通し

- ◆ 事業者健診データの取得について、従来の勸奨業務に加えて、新しい勸奨手法（商工会議所等関連団体との連携など）も実施する予定。
- ◆ 特定保健指導について、被保険者、被扶養者の当日保健指導を徹底することで実施率の大幅な拡大を図る。

特定健診・保健指導ともに目標には達していないが、前年度を大幅に上回る実績となった。特に事業者健診データ取得に関しては昨年比13.2%と大きく増加した。また被扶養者の保健指導に関しても委託健診機関と密に連携し、前年度比で大幅に増加することができた。

2-2. 重症化予防事業の実施

【事業内容】

- 糖尿病・高血圧症未治療者に対する早期受診勧奨
未治療者に対して外部委託による受診勧奨（電話）を実施
- 糖尿病性腎症重症化予防事業（人工透析予防のための受診勧奨および保健指導）への取り組みを開始
県や市町村が実施している糖尿病性腎症重症化予防プログラムの取り組みに関して情報交換を行い、連携実施を視野に入れた取り組みを開始する。

実施結果

- ◆ 糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨について、積極的に外部委託を活用し、3月末までに273人が受診につながった。
- ◆ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、福岡県および福岡県医師会と長期的展望に立った事業展開について協議。
- ◆ 郡市医師会および市町村国保との調整ができた2市（福岡市・春日市）574人を対象に、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを導入。平成30年3月末時点で307人の支援を実施。

今後の見通し

- ◆ 糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨について、電話勧奨対象者の拡大を図る。
- ◆ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、優先順位の高い地域の選定を行い、関係機関との調整のうえ市町村単位での事業拡大を図る。

糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨について、年間を通して通知および電話による受診勧奨を行い273人が受診した。糖尿病性腎症重症化予防事業について、医師会等の関係機関と調整をした上で事業を開始することができ、平成30年3月末時点で307人の支援を実施することができた。新規事業として人工透析移行の予防に取り組み、将来的な医療費適正化の1歩を踏み出すことができた。

2-3. 事業所・事業主とのコラボヘルスの展開

【事業内容】

- 事業所・事業主とのコラボヘルスの実施
事業所・事業主と一体となって職場の健康づくりに取り組むことで加入者の健康意識の向上を図る。
健康宣言実施事業所を募集し、200事業所の宣言実施獲得を目標とする。

実施結果

- ◆ 福岡県との連携による健康づくりアドバイザーの派遣、支部直営保健師の積極的な活動により、平成29年度の健康宣言実施事業所数は253と年間目標の200を達成した。（健康宣言事業所数合計：439）
- ◆ 健康づくり優良事業所認定制度（福岡支部認定）を開始するとともに、日本健康会議での健康経営優良法人（中小規模法人部門）認定においても昨年度の倍となる30社が認定を受けており、健康宣言事業所の取り組みの質向上が図られる仕組みが構築された。
- ◆ 健康宣言後の事業所へのフォローとして、平成29年度は363の事業所へ健康づくりアドバイザーを派遣。宣言内容の取り組み状況を確認するとともに、事業所全体の健康増進に対する意識の向上を図った。これにより、特定保健指導等のサービス利用拡大にも繋がっている。

今後の見通し

- ◆ 事業所とのコラボヘルスについて、平成30年度より福岡県が開始する健康づくり県民運動や日本予防医学協会の九州・福岡健康経営推進協議会など、県を中心とした関係団体の体制が整ってきており、連携を強化して更なる健康経営トレンドの拡大を図る。

コラボヘルスについては、平成29年度の健康宣言実施事業所数が253となり、年間目標の200を達成した。また、健康経営優良法人を目指す事業所も増加しており、各事業所における取組の質の向上にも繋がっている。

3. ジェネリック医薬品のさらなる使用促進

【事業内容】

- ジェネリック医薬品使用促進（目標指標：平成29年度末時点での使用割合72.1%）
福岡県や薬剤師会と連携した使用促進の取組み

実施結果

- ◆ 平成29年8月、平成30年2月に、加入者あて軽減額通知を約34万件発送。また、通知の発送にあわせて支部広報誌・メールマガジン・ホームページによる広報を実施。
- ◆ 保険証発送の際にジェネリック医薬品希望シールを同封し周知。
- ◆ 平成30年2月に健康保険委員を対象としたお薬セミナーを開催。県内のジェネリック使用状況等について情報発信するとともに、専門の講師から医療経済の視点からの切り替え効果やその安全性について講演いただいた。
- ◆ 平成30年3月より事業所別のジェネリック医薬品使用割合を記載したフィードバック通知業務を開始し、希望シールの貼付拡大に向けた協力依頼を実施。その後事業所よりシールの送付依頼があり、合計7,300枚を送付した。

今後の見通し

- ◆ 3月より開始したフィードバック通知について、今後は送付対象事業所を拡大する。
- ◆ 県薬務課との共同事業を検討し、診療側への働きかけに踏み込んでいく必要があると考えている。
- ◆ 平成31年3月までに75.2%を達成する。（政府目標：80%（平成32年9月まで））

ジェネリック医薬品使用割合は平成29年12月時点で72.8%となり、全国平均（72.7%）と同水準となっている。目標である平成29年度末時点での使用割合72.1%については達成の見込み。

自己評価：B

4. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

【事業内容】

- 適正受診の促進
正しい柔道整復のかかり方等についてホームページや広報誌等にて周知広報を実施。
- 加入者・施術者への照会業務等の強化
多部位・頻回受診者を対象に患者照会を実施し、併せて適正受診を促すためのチラシを送付する。
3部位15日以上申請件数を上回る患者照会を実施する。(月1,500件)
柔整審査会において疑義があると判断した施術所へお知らせ文書を送付し注意喚起を図る。

実施結果

- ◆ 柔整審査会の疑義施術所へのお知らせ文書を131件送付し、100件(約76%)の施術所にて改善傾向が見られた。
- ◆ 患者照会の際にチラシを同封し、適正受診を促した。また、8月の協会けんぽふくおかだよりにて適正受診の記事を掲載。
- ◆ 患者照会の発送については、目標であった3部位15日以上申請件数(15,198件)を上回る21,453件を発送。
- ◆ 加入者及び施術所の増加等もあり、平成29年度の申請件数は1,014,465件と前年度よりも約6,300件増加したが、3部位以上の申請件数は前年度に比べて約26,000件減少させることができた。
- ◆ 厚生局への情報提供を2件実施した。(11月、1月)

今後の見通し

- ◆ 引き続き、3部位15日以上申請件数を上回る患者照会を実施し、適正受診についても周知していく。
- ◆ 柔整審査会において、疑義があると判断した施術所へお知らせ文書を送付し、注意喚起を図る。
- ◆ 不正または不当受給の疑いがある場合は厚生局への情報提供を行う。

協会けんぽの加入者及び施術所の増加等もあり、柔道整復療養費の申請件数は増加傾向にあるが、多部位・頻回・長期・部位移動等、的を絞った患者照会の送付や、疑義のある施術所への柔整審査会名でののお知らせ文書送付などの適正受診に向けた加入者・施術者への照会業務の強化に取り組んだ。

5. 債権の発生防止のための被保険者証の回収及び債権管理回収業務の推進

【事業内容】

- 被保険者証（保険証）回収
被保険者への文書・電話による催告の実施。事業主等への周知・広報活動の実施。
- 債権管理回収
債務者への早期アプローチと保険者間調整・法的手続の積極的な実施

実施結果

- ◆ 資格喪失時に保険証が返納されていない被保険者に対し、文書・電話による催告を実施した。
- ◆ 債権回収強化月間として保険証回収のチラシ及び事業所掲示用ポスターを送付（5,700事業所）。また、特に添付率の低い事業所を中心に電話による依頼を行い、保険証回収や資格喪失後受診防止の周知を行った。
- ◆ 債権発生後の早期の電話勧奨等により、現年度の債権回収率は82.49%となり前年度を5.38ポイント上回った。
- ◆ 国民健康保険との保険者間調整を前年度の2倍の件数となる260件、約4千5百万円実施した。
- ◆ 裁判所に対する法的手続を94件（前年度52件）実施した。また、債権調定から法的手続の開始までの期間を10ヶ月から6ヶ月に短縮して実施した。

今後の見通し

- ◆ 保険証の早期回収には事業主の協力が不可欠であり、広報誌、各種研修会等、機会あるごとに積極的に広報を行う。
- ◆ 債権管理回収については、引き続き対象者への早期アプローチを実施する。また、保険者間調整や顧問弁護士の活用、法的手続を積極的に実施し、債権回収の強化を図る。

保険証回収率（平成30年1月現在）は94.06%（前年同月より0.26ポイント増）、債権回収率（現年度）は82.49%（前年度より5.38ポイント増）となった。また、国民健康保険との保険者間調整は130件増、法的手続は42件増と、いずれも前年度の実績を大きく上回る結果となった。

6. 効果的なレセプト点検の推進

【事業内容】

- 内容点検
内容点検効果向上計画の確実な実施。点検員間の情報共有及びスキル向上。
- 資格点検・外傷点検
システムを活用した効率的な点検の実施
※内容点検：診療の内容を点検、資格点検：資格喪失後受診等を点検、外傷点検：労災・第三者行為による傷病を点検

実施結果

- ◆ 内容点検加入者1人当たり効果額：244円（前年度274円）
診療内容等査定金額：4億6000万円（前年度5億5000万円）
支払基金の審査の精度が上がり全国的に査定金額が減少傾向にあるなか、全国第3位の成果を出すことができた。
- ◆ 毎月、行動計画進捗会議・支払基金との協議・勉強会を確実に実施し、一丸となって効果額向上に取り組んだ。

今後の見通し

- ◆ 内容点検については、行動計画進捗会議・支払基金との協議・勉強会により、点検スキルを高めることで更なる向上に取り組む。
- ◆ 資格点検・外傷点検については引き続き確実に全件調定を行い、システムを活用した効率的な点検を実施する。

内容点検の加入者1人当たり効果額については、全国的に減少傾向のなか一定の成果を出し、全国第3位の結果であった。今後も引き続き新たな着眼点を追及していくことに加え、点検員のスキルアップに取り組み内容点検効果額向上を図る。

7. サービススタンダードの遵守

【事業内容】

- 傷病手当金・出産手当金・埋葬料（費）・出産育児一時金の各種給付金について、申請書の受付から振込までの期間について、サービススタンダードを10日間と定め、100%の達成を目標とする。
- 適切な進捗管理
サービススタンダード100%達成のため、日々の進捗管理を徹底する。

実施結果

- ◆ 平成29年度における福岡支部のサービススタンダード達成率は、すべての申請書で100%を達成した。
(平成29年4月～平成30年3月までの申請書合計76,690件について、すべて10営業日以内に支払い実施。※不備分を除く)
- ◆ 今回、平成30年3月支払い分まで100%を達成したことにより、福岡支部では平成27年1月分より39か月連続での100%達成となった。
- ◆ 受付から振込までの「平均所要日数」については8.44日（平成30年3月時点）となり、前年同月（9.09日）に比べ0.65日短縮できている。

今後の見通し

- ◆ 日々の進捗管理を徹底し、引き続きサービススタンダード100%達成を継続していく。

平成27年1月～平成30年3月支払い分まで、39か月連続でのサービススタンダード100%達成となった。また、受付から振込までの「平均所要日数」についても8.44日（平成30年3月時点）となり、前年同月（9.09日）に比べ0.65日短縮できている。

8. 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

【事業内容】

- 健康保険委員の活動強化
メンタルヘルス対策セミナーの開催、各種給付金の手続き方法等についての実務研修会を開催、健康保険委員向け広報誌の発行等を行う。また、長年の活動に対する敬意を表するため委員表彰を実施する。
- 委嘱者数拡大を図る取組み
平成29年度中に委嘱者数3,400名とすることを目標に、保健師等による事業所訪問時の勧奨や事業所への文書による勧奨を行い、委嘱者数の拡大を図る。

実施結果

- ◆ 労働局、福岡県などとの共催によるメンタルヘルス対策セミナーを7・8月に県内4会場で実施。（654名出席）
- ◆ 各種給付金の手続き方法等についての実務研修会「サポーターゼミナール」を9・10月に県内計9回実施。（427名出席）
- ◆ 広報誌「KENPO'S通信」を5月、7月、12月、2月、3月にそれぞれ発行。
- ◆ 年金委員と合同による健康保険委員表彰式を11月に実施。
- ◆ 委嘱拡大については、①新規適用事業所・既存事業所への文書勧奨②保健師等による訪問勧奨③セミナー等を活用した勧奨に加えて、新規業務として④電話勧奨を開始した。これにより、委嘱者数は、H30.3末時点で3,451名（H29.3末比+299名）と一定の拡大を図ることができた。

今後の見通し

- ◆ 平成30年3月から開始した電話勧奨を平成30年度は2,000件実施する予定としており、健康保険委員委嘱力バー率（全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合）36.0%以上を達成する。（平成29年度末時点の委嘱力バー率：29.1%）

各種セミナーや広報誌の発行を予定どおり実施。また、これまでの勧奨方法に加え、電話勧奨を実施し、目標数である3,400名を達成した。

自己評価：B

参考：重点施策以外の事項にかかる事業実施結果

企画総務グループ

- 各種研修の実施
 - コンプライアンス研修、個人情報保護研修、情報セキュリティ研修、セクシャルハラスメント研修、パワーハラスメント研修、メンタルヘルス研修、接遇研修の実施
- 広報の実施
 - 毎月の広報誌「協会けんぽふくおかだより」の発行、メールマガジン配信、案内冊子「協会けんぽのしおり」作成、ホームページの運用
- 経費節減の実施
 - 消耗品のWEB管理による一括発注、夏季における節電目標（平成22年度比で20%減）の設定等による経費節減の推進（実績値：平成22年度比で49.5%減）
- 各種委員会の実施
 - 衛生委員会（毎月開催）、事務処理誤り等対策会議（案件ごとに開催）、コンプライアンス委員会（年2回以上）、個人情報保護管理委員会（年2回以上）、防火防災委員会（年2回）の開催・運営

保健グループ

- 健康づくりに寄与するための肝炎に関する分析および受診勧奨
- 各種健康づくり事業への参画

業務グループ

- 高齢者医療への拠出金適正化等を目的とした被扶養者資格再確認業務の確実な実施
- 加入者の医療機関での窓口負担軽減のため限度額適用認定証の利用促進
- 高額療養費勧奨業務の確実な実施
- 支部及び年金事務所内協会けんぽ窓口設置による加入者サービスの充実

レセプトグループ

- 医療費のお知らせの作成・発送
- 高額査定通知の実施
- 労働基準監督署等他機関からの照会への回答
- 多受診者対応状況の報告